

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

III 団体交渉と労働争議

2 労働争議

争議件数と参加人員

労働大臣官房政策調査部『昭和五九年労働争議統計調査年報告』によれば、一九八四年の総争議件数は四四八〇件、総参加人員三六五万二〇〇〇人で、前年に比べ件数で一九・五%（一〇八二件）、行為参加人員で一〇・一%（四一万二〇〇〇人）の減少となった。

これを形態別にみると、「半日以上同盟罷業および作業所閉鎖」は五九六件、参加人員一五万五〇〇〇人、労働損失日数三五万四〇〇〇日、前年に比べ件数で三三・三%減（二九七件減）、参加人員で三〇・八%減（六万九〇〇〇人減）、労働損失日数で三〇・二%減（一五万三〇〇〇日減）のいずれも大幅な減少である（第66表）。参加人員、労働損失日数とも調査開始（一九四六年）以来の最低である。

春闘と争議

一九八四年中の労働争議の行為参加人員の動きを月別にみると、例年どおり、春闘時の四月と秋闘時の一〇月に大きな山がある。一〇月には公務員共闘傘下の組合による人勧完全実施要求の統一ストが大規模におこなわれたため、前年同月を上回った。また、七月も自治労傘下組合による人勧完全実施、健保改悪反対ストがおこなわれ前年同月を上回った。しかし、その他の月は減少している（第5図）。

春季賃上げ争議における総争議件数は八二二件、総参加人員一三五万四〇〇〇人で、それぞれ前年を六〇・一%、三三%と大幅に下回った。これを争議行為をともなう争議でみると、件数は七四三件、行為参加人員は二八万人となり、前年に比べてそれぞれ六二・六%（一二四三件）、五四・一%（三三万の大幅な減少である。争議行為をともなう争議のうち「半日以上同盟罷業」は件数二六八件、行為参加人員九万人、労働損失日数一六万三〇〇〇日、これも前年に比べて四六%（二二八件）、三九・一%（五万八〇〇〇人）、四五・四%（一三万六〇〇〇日）といずれも大幅な減少となっている。これは、春闘共闘会議が設定した二波にわたる統一ストの参加者が前年に比べ減少したこと、私鉄大手が三年連続してストなしで解決したことをはじめ、他の主要単組のほとんどがストを実施しなかったことなどによる。また、「半日未満同盟罷業」も公務員関係のストが減少したことなどにより大幅な減少となり、この結果、春季賃上げ争議における争議行為をともなう争議は、春闘特別集計開始（一九六〇年）以来の最低水準となった（第67表）。年間争議に占める春季賃上げ争議の割合をみると、総争議では件数で一八・三%、総参加人員で三七・一%、また、争議行為をともなう争議では件数で一九・三%、行為参加人員で一七・七%となり、前年に比べ大幅に低下した。これを争議の形態別にみると、「半日以上同盟罷業」は、件数で四五・一%、行為参加人員で五八・二%、労働損失日数で四六・一%と、前年に比べ低下したものの約半数が春闘時に集中して

いる。

産業別にみた争議

一九八四年中の労働争議を産業別にみると、件数、行為参加人員は公務(二四五七件、九二万七〇〇〇人)、サービス業(五〇八件、三四万八〇〇〇人)、労働損失日数は製造業(一五万九〇〇〇日)、運輸・通信業(一四万三〇〇〇日)が多い。これを前年と比べると、ほとんどの産業で減少しており、件数、行為参加人員については公務(三三九件減、一〇万人減)、製造業(一八一件減、三万七〇〇〇人減)で、労働損失日数については昨年増加した運輸・通信業での減少(七万八〇〇〇日)が大きい(第68表)。

規模別にみた争議

民営企業について争議行為をともなう争議の発生企業数をみると二一五二企業で、その行為参加人員は三二万八〇〇〇人、前年に比べてそれぞれ七・六%(一七八企業)、一七・五%(六万九〇〇〇人)の減少となっている。これを企業規模別にみると、すべての規模で発生企業数、行為参加人員、労働損失日数とも減少しているが、とりわけ一〇〇〇人以上規模でそれぞれ一三・三%減(四四企業減)、二七・二%減(四万八〇〇〇人減)、四三・九%減(六万五〇〇〇日)の大幅減少となっている(第69表)。

上部団体別にみた争議

争議行為をともなう争議について主要団体別にみると、行為参加人員では総評が一四八万八〇〇〇人で全体の九割以上を占めており、同盟、中立労連がそれにつづいている。また、「半日以上同盟罷業」にともなう労働損失日数では、総評が二四万日で全体の六七・八%、次いで同盟、新産別となっている。これを前年と比べると、行為参加人員は各団体とも減少、「半日以上同盟罷業」も中立労連を除いて減少している(第70表)。

要求別にみた争議

主要要求事項別の状況をみると、六九・七%の争議(三一二二件)が「賃金増額」を要求しており、次いで「臨時給与金」要求が一・三%(五五二件)、「その他の経営および人事」要求が三・八%(一六八件)となっている。これを前年と比べると、「退職手当」(一〇件増)、「労働協約の効力」(六件増)などの要求以外は、ほとんどの要求事項で減少している(第71表)。また、政治スト、支援ストなどは、公務員関係の労働争議が減少したことなどから、前年にひきつづき、さらに減少した。

争議の解決状況

一九八四年の労働争議四四八〇件のうち八四年中に解決したものは四三三一件(九六・七%)であった。これを解決方法別にみると、労使直接交渉によるものが一〇六九件(解決件数の二四・七%)、第三者関与により解決したものが二四三件(同五・六%)、その他(解決扱い)が三〇四七件(七〇・四%)で、前年に比べると、労使直接交渉、第三者関与によるものの割合が低下し、その他(解決扱い)が増加している。なお、第三者関与により解決したものの内訳をみると、労働委員会によるあっせんがもっとも多くなっている(第72表)。労働争議の解決件数を継続期間(争議開始から解決にいたるまでの期間)別にみると、五日以下で解決した労働争議は二九三五件(解決件数の六七・八%)で、前年にひきつづき、さらにその割合が増加している。これを主要要求事項別にみると、「賃金および手当関係」にかんする要求は、七〇・八%が五日以下という比較的短期間で解決をみているのにたいして、「組合保障および労働協約」「賃金以外の労働条件」「経営および人事」にかん

する要求は、半数近くが三ー日以上となっている。

【参考資料】(1)労働省労政局『労働協約等実態調査報告書』(一九八四年九月)、(2)労働大臣官房政策調査部『昭和五九年労使コミュニケーション調査結果速報』(一九八五年三月)、(3)日本生産性本部『「雇用安定、労使協議制、公正配分」の現状について』(一九八五年三月)、(4)労働大臣官房政策調査部『昭和五九年労働争議統計調査年報告』(一九八五年六月)

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
